

〇〇診療所（医院） 院内感染対策マニュアル

1. 手指衛生

- 1) 個々の患者のケア前後に、石鹼と流水による手洗いか、アルコール製剤による擦式消毒を行う。
- 2) ディスポーザブル手袋を着用してケアをする場合の前後も、石鹼と流水による手洗いか、アルコール製剤による擦式消毒を行う。
- 3) 目に見える汚れが付着している場合は必ず石鹼と流水による手洗いをを行うが、そうでない場合は擦式消毒で行う。しかし、アルコールに抵抗性のある微生物に考慮して、適宜石鹼と流水もしくは抗菌石鹼と流水による手洗いを追加する。
- 4) 手拭タオルはディスポーザブルのペーパータオルを使用する。

2. 手袋

- 1) 血液・体液には、直接触れないように作業することを原則とする。血液・体液に触れる可能性の高い作業を行うときには、ディスポーザブル手袋を着用する。
- 2) 手袋を着用した安心感から、汚染した手袋でベッド、ドアノブなどに触れないよう注意する。
- 3) ディスポーザブル手袋は再使用せず、患者（処置）ごとの交換を原則とする。やむを得ず繰り返し使用する場合には、その都度アルコール清拭を行う。

3. 個人的防護用具（PPE：personal protective equipments）

- 1) 患者と濃厚な接触をする場合、血液・体液が飛び散る可能性のある場合は、PPE（ガウンまたはエプロン、ゴーグル、フェースシールド等の目の保護具、手袋、その他の防護用具）を着用する。

4. 医用器具・器材

- 1) 滅菌物の保管は、汚染が起こらないよう注意する。汚染が認められたときは、廃棄、あるいは、再滅菌を行う。使用の際は、安全保存期間（有効期限）を厳守する。
- 2) 滅菌済器具・器材を使用する際は、滅菌したドレープ上で滅菌手袋着用の上で取り扱う。
- 3) 滅菌したドレープ上で、非滅菌物と滅菌物とを混ぜて使うことは意味が無いので行わない。

5. リネン類

- 1) 共用するリネン類（シーツ、ベッドパッド等）は、10%次亜塩素酸ナトリウムを100倍希釈し、30℃、5分以上の洗濯前処理を行った上で、洗濯を行い再使用する。

6. 消化管感染症対策

- 1) 糞便一経口の経路を遮断する観点から、手洗いや手指消毒を必ず行う。

- 2) 糞便や吐物で汚染された箇所は消毒を行う。
- 3) 床面等に嘔吐した場合は、手袋、マスクを着用して、重ねたティッシュで拭き取り、プラスチックバッグに密閉する。汚染箇所の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウムを使用し、平滑な表面であれば、10%溶液の100倍希釈液を、カーペット等は20倍希釈液(5,000ppm)を使用し、10分間接触させる。表面への影響については、消毒後に、院長に相談を行う。状況により、蒸気クリーナー、または、蒸気アイロンで熱消毒(100℃、1分)する。
- 4) 汚染箇所を一般用掃除機で清掃することは、汚染を空気中に飛散させる原因となるので行わない。

7. 患者の技術的隔離

- 1) 空気感染、飛沫感染する感染症では、患者にサージカルマスクを着用してもらう。
- 2) 空気感染、飛沫感染する感染症で、隔離の必要がある場合には、移送関係者への感染防止(N-95微粒子用マスク着用等)を実施して、適切な施設に紹介移送する。
- 3) 接触感染する感染症で、入院を必要とする場合は、感染局所を安全な方法で被覆して適切な施設に紹介移送する。

8. 感染症発生時の対応

- 1) 個々の感染症例は、専門医に相談しつつ治療する。
- 2) 感染症の治療に際しては、周辺への感染の拡大を防止しつつ、適切に実施する。
- 3) アウトブレイク(集団発生)あるいは異常発生が考えられるときは、地域保健所や近隣の医療機関等と連絡を密にして対応する。

9. 抗菌薬投与時の注意

- 1) 対象微生物と対象臓器の組織内濃度を考慮した適正量の投与を行う。患者の病態に応じて、分離微生物の薬剤感受性検査結果に基づく抗菌薬選択を行う。
- 2) 細菌培養等の検査結果を得る前でも、必要な場合は、経験的治療(empiric therapy)を行う。
- 3) 特別な例を除いて、1つの抗菌薬を長期間連続使用することは厳に慎むこととする。
- 4) メチシリン耐生黄色ブドウ球菌(MRSA)、バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)、多剤耐性緑膿菌(MDRP)など特定の多剤耐性菌を保菌しているが、無症状の症例に対しては、抗菌薬の投与による除菌は行なわない。
- 5) 地域における薬剤感受性サーベイランス(地域支援ネットワーク、厚労省サーベイランス、医師会報告など)の結果を参照する。

10. 予防接種

- 1) ワクチン接種によって感染が予防できる疾患(B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等)については、適切にワクチン接種を行う。
- 2) 患者・医療従事者共に必要なワクチンの接種率を高めるための啓発等を行う。

11. 医薬品の微生物汚染防止

- 1) 血液製剤（ヒトエリスロポエチンも含む）や脂肪乳剤（プロポフォールも含む）の分割使用は行わない。
- 2) 生理食塩液や5%ブドウ糖液などの注射剤の分割使用は、細菌汚染のみならず、B型肝炎やC型肝炎などの原因にもなるので原則として行わない。もし分割使用するのであれば、冷所保存で24時間以内使用に留めることとする。

12. 医療施設の環境整備

- 1) 床、テーブルなどは汚染除去を目的とした除塵清掃が重要であり、湿式清掃を行う。
- 2) 手が頻繁に触れる部位は、1日1回以上の水拭き清拭または消毒薬（界面活性剤、第四級アンモニウム塩、アルコール等）による清拭消毒を実施する。
- 3) 環境消毒のための消毒薬の噴霧、散布、爆蒸および紫外線照射、オゾン殺菌は、作業員や患者に対して有害であるため実施しないこととする。